

補装具評価検討会(第72回)	資料2-1
令和7年12月5日	

厚生労働科学研究(指定課題)  
疾病・障害対策研究分野 障害者政策総合研究

## 【進捗状況報告】

技術革新を視野に入れた  
補装具費支給制度のあり方のための研究（3年計画の3年目）

研究代表者：浅見 豊子  
国立大学法人 佐賀大学医学部

# 研究目的

本研究の目的は、令和9年4月の障害福祉サービス等報酬改定に向けて、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(以下、支給基準)における改正必要箇所への提言及び基礎資料を作成することである。

現在の支給基準は、令和6年度改正によって大幅に見直されたものの、見直しが行われた種目は限定的であり、昨今の物価高騰や技術革新に対する対応が十分になされているとは言えない。

## 【補装具費支給基準を定めるにあたっての「るべき姿】

補装具費支給基準を定めるにあたっての「るべき姿」として、昭和55年度厚生省厚生科学研究特別研究事業(研究代表者:飯田卯之吉)では、以下の2点を挙げている。

- ① 使用部品、材料に対して当然価格に差があって然るべきで、部品、材料に応じて、価格が算出されるものであること
- ② 基準は処方、見積もりのし易い表記であること

本研究では、これらの「るべき姿」を踏襲しつつ、新たに

- ③ 新たな技術を基本工作法に取り入れること、また、新たな技術の使用方法あるいは場面について、必要な制限を加えること

を加え、支給基準の改正に必要な基礎データの収集を行うこととする。

# 課題と研究目標(全領域共通)

- 物価高騰に告示価格改定が追い付いておらず、**令和6年度の告示価格改定においても十分でない上、令和6年以降も原材料価格が続いていることから、告示価格で補装具費を支給できる製品は国内に存在しない状況が現実のものとなってきている。**

特に、運動器系補装具の主要な原材料であるアルミニウム合金においては、2000年基準の企業物価指数が2025年10月現在「197.9」で、およそ2倍もの価格上昇となっていることが判明している。

車載用姿勢保持装置においては、現状、告示価格で支給できるものは1製品しか存在せず、当該メーカーも来年の値上げを決定していることであり、**告示価格の改定がなければ来年は告示価格内で支給できる車載用姿勢保持装置は存在しないこととなる。**

電動車椅子においては、告示価格での販売を維持するために、**事業者だけでなく国内メーカー自身も赤字**になっていることも示唆されている。

告示価格の範囲内で購入できる製品がないから、と利用者に月額上限額を超えて差額自己負担させたり、告示に定められた製作要素の価格を認めてもらえない等、不適切な取り扱いを訴える声もある。

- ☞ これまでの調査で、**令和6年度の告示価格を起点とした、物価や原材料価格の上昇率では、適切な告示価格の設定ができないことが明らかとなっている**
- ☞ 告示価格での販売を余儀なくされている補装具事業者に対してのみ価格調査を実施しているだけでは製造業の実態を明らかにすることはできない
- ☞ 価格調査は推進事業で実施するものであることから、厚労科研では実施しないが、これまでの**告示基準額改定について、実態との乖離がどの程度存在しているか、公的資料等の公開資料に基づき検証を行う**
- ☞ また、補装具事業者に対し、更生相談所や市町村から不適切な扱いを受けた経験の有無及び告示の不適切な解釈により、一方的に安価な価格を強要されたケースがないか等の調査を行う

# 背景 主原料としてのアルミニウム合金及びステンレス

アルミニウム合金やステンレスは、種目を問わず、共通して使用される原材料であることから、円安要因を含む価格高騰の影響は大きい。



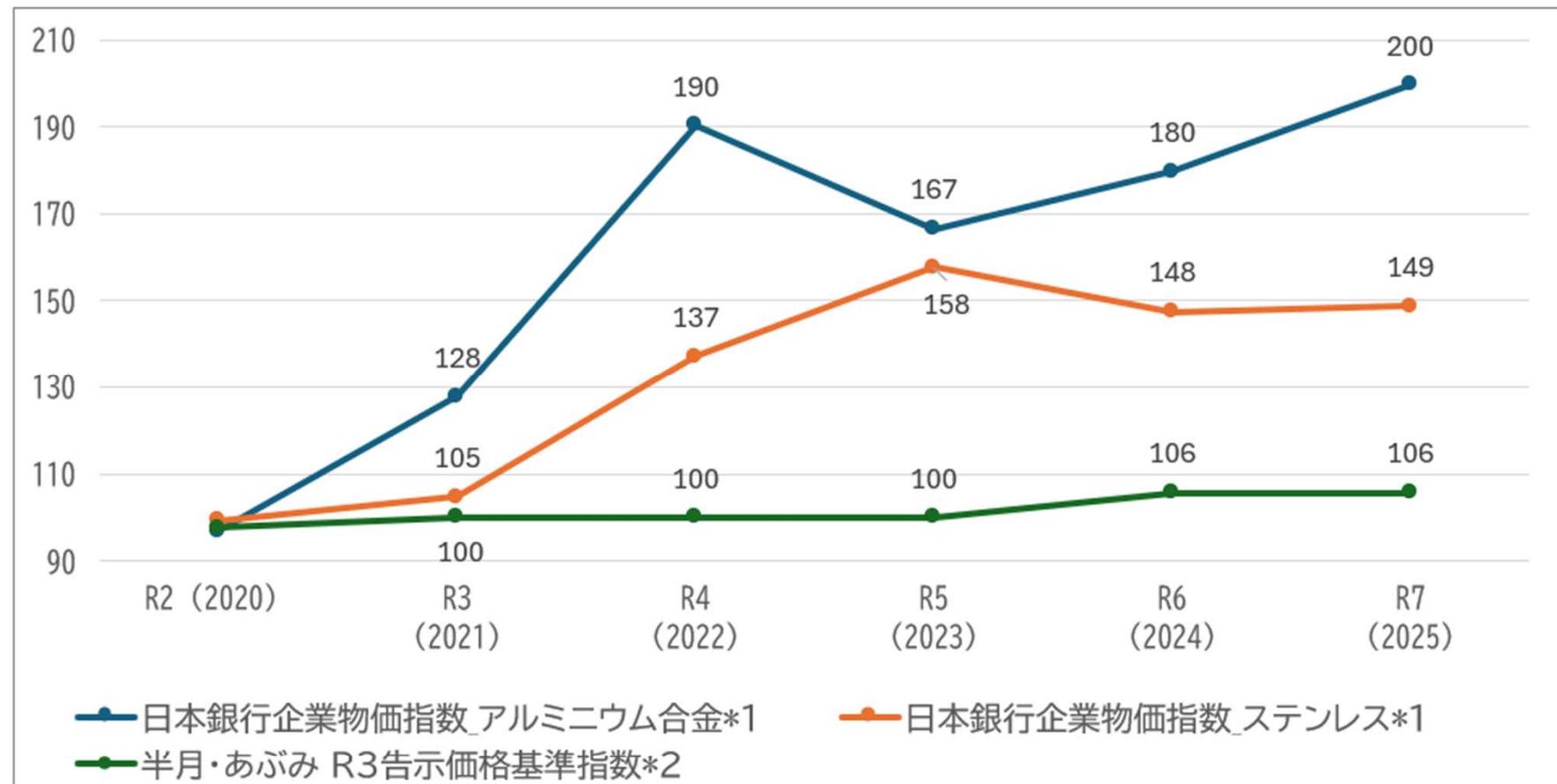
## 補装具費支給基準を定めるにあたっての「あるべき姿」

- ① 使用部品、材料に対して当然価格に差があって然るべきで、部品、材料に応じて、価格が算出されるものであること。

画像は、日進医療器、きさく工房、川村義肢、オットーボックジャパンから許可を得てHPから転載。

# 結果 企業物価指数と告示価格の比較(アルミニウム合金及びステンレス)

令和3年、6年、現在と告示価格は実態から乖離し続けている



	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
日本銀行企業物価指数 アルミニウム合金*1	97	128	190	167	180	200
日本銀行企業物価指数 ステンレス*1	99	105	137	158	148	149
半月・あぶみ R3告示価格基準指数*2	98	100	100	100	106	106

\*1：2020年基準を用いることとし、値は予算年度の開始月である4月のもの

\*2：令和3年の告示価格を100として%で指数化したもの

結果 「2025年版ものづくり白書」では9割の企業が価格転嫁

# 2025年版 ものづくり白書 (令和6年度 ものづくり基盤技術の振興施策)

## 概 要

令和7年5月

経済産業省 厚生労働省 文部科学省



経済産業省



厚生労働省



文部科学省

<https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/mono/2025/pdf/gaiyo.pdf>

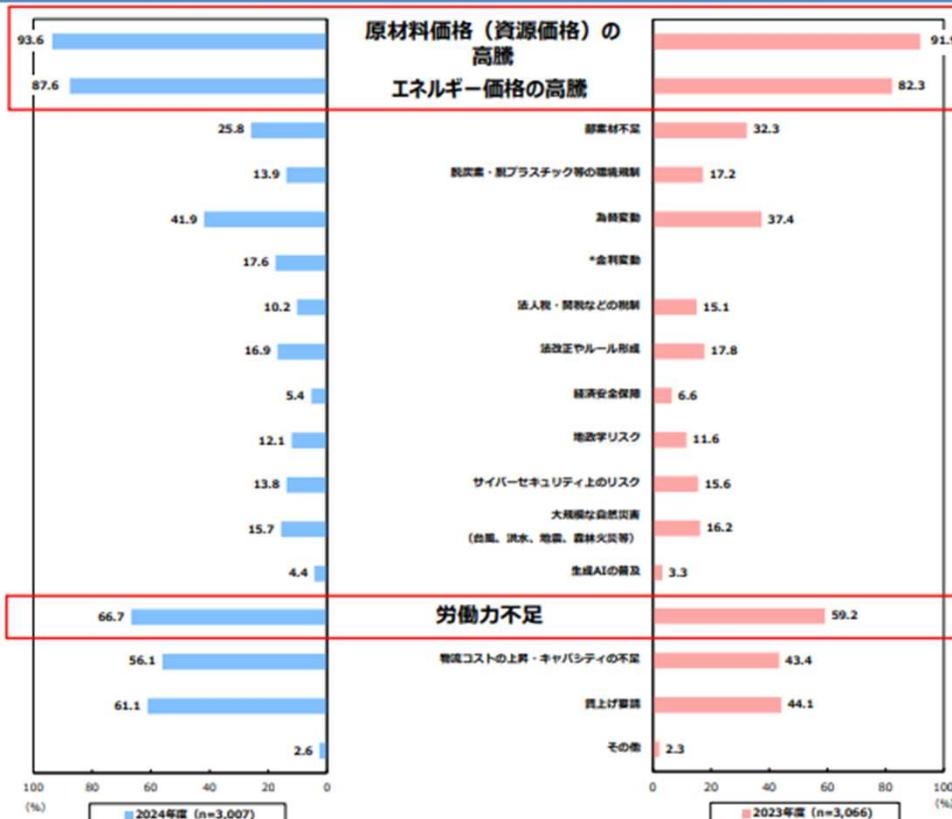
# 結果 「2025年版ものづくり白書」では9割の企業が価格転嫁

## 我が国製造業の足元の状況（企業行動）

第1章

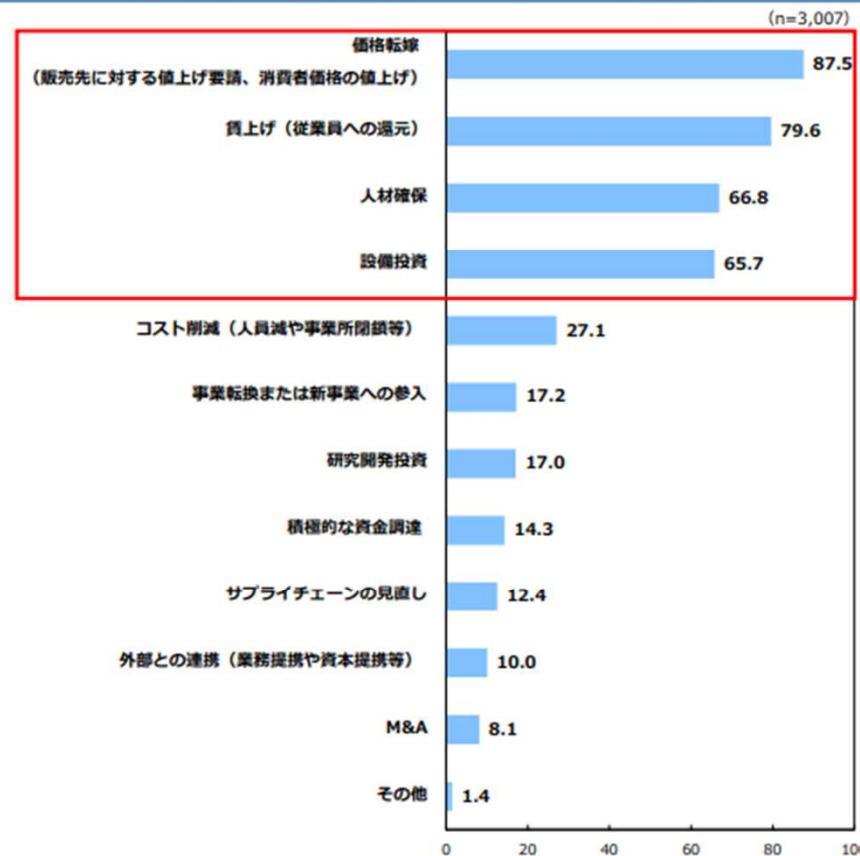
- 事業環境に影響を及ぼす社会情勢の変化として、2024年度も引き続き「原材料価格（資源価格）の高騰」、「エネルギー価格の高騰」に加え「労働力不足」を挙げる事業者が多い。
- 直近3年間で実施した企業行動では、約9割の事業者が「価格転嫁」、約8割の事業者が「賃上げ（従業員への還元）」、また半数以上の事業者が「人材確保」、「設備投資」を挙げている。

図1：事業に影響を及ぼす社会情勢の変化



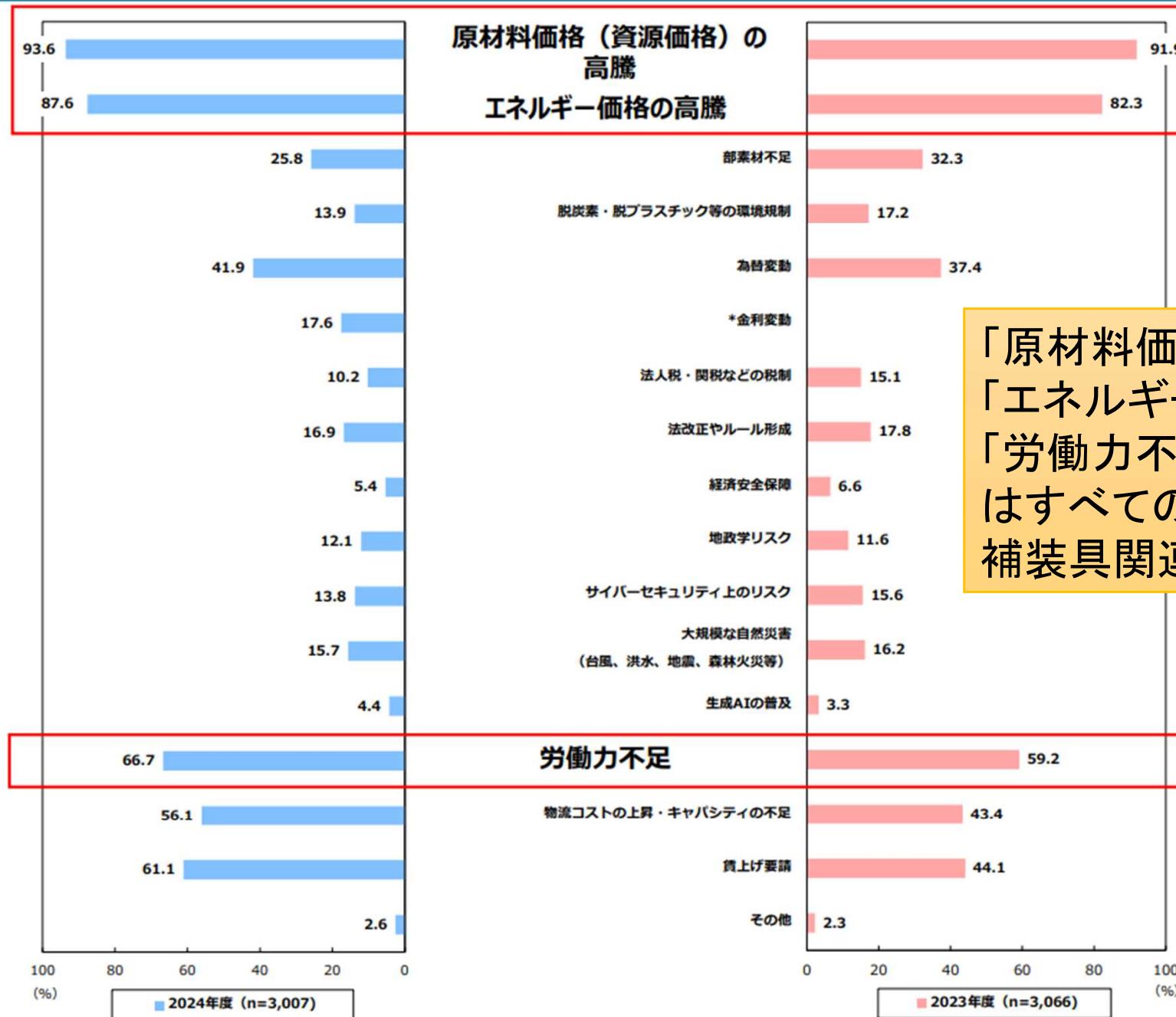
備考：1. \*は調査年度間で設問が変更になった項目。2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。  
資料：アクセンチュア（株）「令和6年度製造基盤技術実態等調査（我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査）報告書」（2025年3月）

図2：直近3年間で実施した企業行動



備考：複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。  
資料：アクセンチュア（株）「令和6年度製造基盤技術実態等調査（我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査）報告書」（2025年3月）

# 図1：事業に影響を及ぼす社会情勢の変化



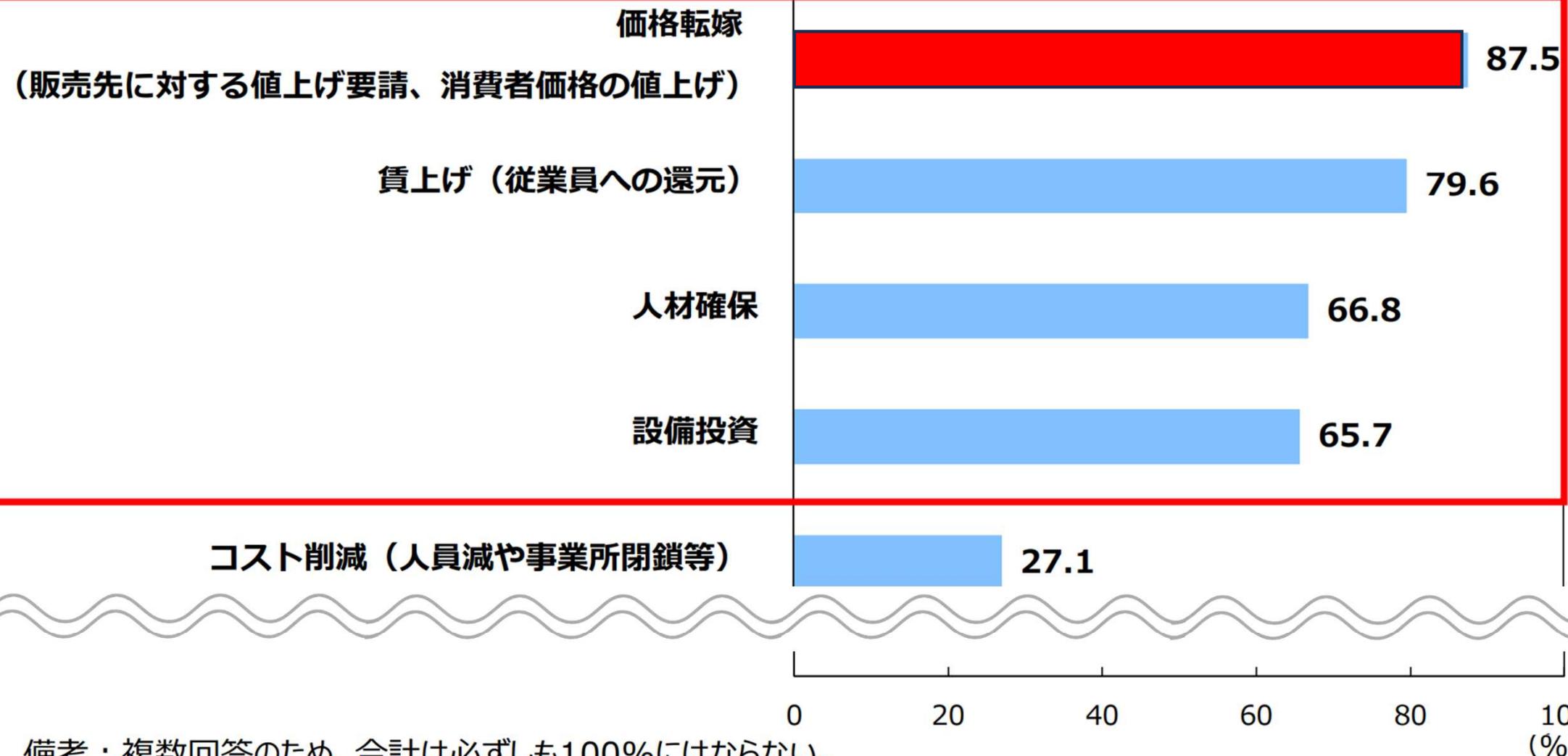
「原材料価格の高騰」  
 「エネルギー価格の高騰」  
 「労働力不足」  
 はすべての製造業で共通の問題。  
 補装具関連事業者も例外ではない。

備考：1. \*は調査年度間で設問が変更になった項目。2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

資料：アクセンチュア（株）「令和6年度製造基盤技術実態等調査（我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査）報告書」（2025年3月）

## 図2：直近3年間で実施した企業行動

(n=3,007)



備考：複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

資料：アクセンチュア（株）「令和6年度製造基盤技術実態等調査（我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査）報告書」（2025年3月）

補装具事業者が原材料価格高騰を販売価格に価格転嫁することを国が認めていない。国は告示価格の決定に際して、どのように検討したのか説明することが必要。

# 今年度、政府が出した価格転嫁推進への取り組み例



## 地方の官公需における適切な価格転嫁に向けた取組について

令和7年6月30日  
総務省自治行政局

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/wgkaisai/roumuhitenka\\_dai5/siryou5.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/wgkaisai/roumuhitenka_dai5/siryou5.pdf)



国、地方公共団体に対して、新たな契約の基本方針を定め、迅速かつ適切な価格交渉・転嫁等を要請しました

2025年4月22日

▶ 中小企業・地域経済産業

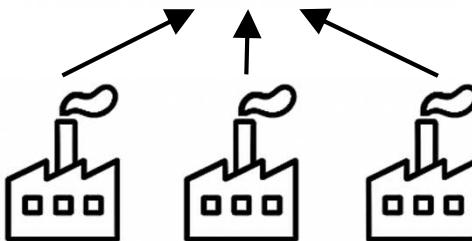
本日、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定され、「受注者から申出がなくとも国等から年に1回以上の協議を行うこと」などの新たな措置を盛り込み、国、地方公共団体に対して、スピード感をもって適切に取り組むよう要請しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250422001/20250422001.html> 10

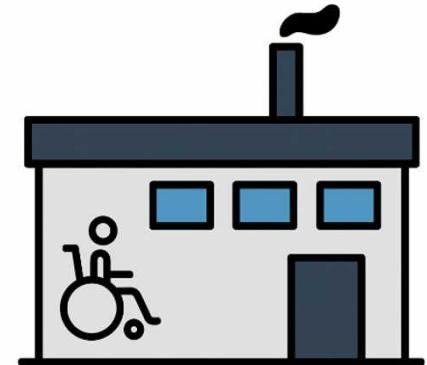
# 考察 告示価格により価格転嫁できない構造の模式図(数値は例示)



## Suppliers



## Manufacturer



卸価格  
175%up

価格転嫁できないのは、

- 補装具事業者

だけではなく、原材料を小口販売する

- サプライヤー

や部品を含め製造している

- 補装具製造メーカー

も同様である。

顧客が倒産しないように、**すべてのステークホルダーが痛み分けをしており、適切に価格転嫁できない**ことが、告示価格が定められた製造業の特徴である。

価格調査は、出口ではなく、入口部分で実施しなければ、  
実態は見えない。

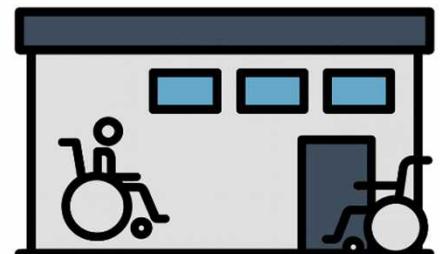
## User



価格転嫁  
が困難

告示価格

## Retailer



告示価格だから  
価格転嫁は不可！

## 今後の予定(全領域共通)

- アルミニウム合金だけでなく、他の原材料についても同様に調査を実施する。
- また、エネルギー価格の高騰、輸送費の高騰、円安の変化が告示価格にどのように反映されているのかについても検証を行い、今後の告示改正に資する提言を目指す。
- 告示価格の範囲内で支給できない補装具について、利用者に差額自己負担させ、あるいは事業者に対し一方的に安価な告示価格を強制している市町村や更生相談所もある、との声もあることから、それらの不適切な事例を調査し、告示の不備でそのようなことが生じているのであれば、告示の不備について明らかにする。
- 16種目ある補装具の事業者に対して、国及び地方公共団体から価格転嫁に関する交渉の協議の場が設けられたかどうかの調査を実施する。

# 課題と研究目標(運動器系/3D技術関連)

- 補装具の製作にデジタル技術を導入するにあたって、厚労省が定めたデジタルデータも含めた個人情報取扱ガイドラインを基本とした取り扱いがなされるべきである。また、補装具及び治療用装具においては、3Dスキャナによる身体採型及びそれらデータを用いて作製したものに対する補装具費及び療養費の支給は現時点では認められていない。しかし、新たな技術として3Dスキャナを用いた身体計測について情報発信されることで、3Dスキャナを用いた採型が制度上認められているとの誤った認識を与えかねない。



既存のガイドラインに準拠したデジタル技術、デジタルデータ取扱ガイドライン及びプライベートゾーンの採型ガイドラインの策定のための基礎資料を作成する。(ガイドラインは他のガイドライン同様、関連医学会の協力を得て、厚労省担当部局で策定の上、発出することが望ましい。)

※ 3Dスキャナを用いた身体採型については、被採型者の心理的安全性及び要配慮個人情報の取扱い、要配慮個人情報が流出した場合の対応や責任の所在について議論が行われていない。今後、厚労省主体で議論すべきものと考える。

なお、告示に定められた基準で作製されていないものについては、補装具費及び療養費を支給することは困難であることを厚労省から改めて周知してはいかがか。



3Dプリンタによる補装具の製作については、引き続き安全性等について検討を行う。

# 進捗状況(運動器系/3D技術関連)

## ○ ガイドライン策定のための基礎資料作成

すでに発出されている厚労省の個人情報保護ガイドラインをはじめ、医学系学会、海外のガイドライン等の文献を調査しているところである。

## ○ 従来製法と3D製法の精度・適合評価

従来の石膏を用いた製法と、3D技術を用いた製法について、陰性モデルの寸法、陽性モデルの寸法の比較、ループリック表を用いた適合性の比較を行い、3D技術の製作精度と適合評価の妥当性を計測し、分析中。

### 倫理的・法的・社会的課題

米国義肢装具士アカデミーの最低教育基準・資格認定に関する立場表明  
\* The Academy : AAOP (The American Academy of Orthotists and Prosthetists)

### Position Statement on Custom 3D Printed Orthoses and Prostheses カスタム3Dプリント装具および義肢に関する意見表明 (2021)

#### The Provision of 3D Printed Orthoses and Prostheses Should be Administered by Certified/Licensed Othotists & Prosthetists

3Dプリントによる装具および義肢の提供は、認定・有資格の義肢装具士によって管理されるべきである。

\*2025年にはこのステートメントがアップデートされ、カスタム品だけでなく既製品も含む広範な3Dプリント装具・義肢に対応する内容に拡張

[https://www.oandp.org/academy-position-statement-3d-printed-oandp?utm\\_source=Novi+AMS&utm\\_campaign=b98d8a1271-9-22-25+Call+for+2026+Award+Nominations\\_COPY\\_01&utm\\_medium=email&utm\\_term=0\\_965d5ca5ca-b98d8a1271-583169572](https://www.oandp.org/academy-position-statement-3d-printed-oandp?utm_source=Novi+AMS&utm_campaign=b98d8a1271-9-22-25+Call+for+2026+Award+Nominations_COPY_01&utm_medium=email&utm_term=0_965d5ca5ca-b98d8a1271-583169572)

1. 安全性重視：構造、素材、密着性、耐久性の確保
2. 医療基準遵守：ISOやFDAなどの規制に準拠
3. 医師の処方必須：医学的に必要とされる場合のみ提供
4. 専門家による対応：認定装具士が設計・製作・納品を担当
5. 基準策定の推進：エビデンスに基づく高品質なケアを支援

# 課題と研究目標(運動器系/小児筋電義手)

- 小児筋電義手の支給においては、まだ実績のある医療機関が少ないことから、補装具 装用訓練等支援事業(以下、訓練事業)が実施されているが、実施機関は限られている 上、本来は補装具費支給制度だけで運用されるべきものである。また、小児筋電義手においては、バンクを設立するなどの工夫をしている医療機関等もあるが、地域が限定さ れるため全国的に恩恵を受けられるわけではない。そのため、部品メーカーにも協力を 仰がなければならぬものもあり、医療機関や訓練期間に加え、部品メーカーの意見を 聴取することも重要である。
  - ☞ 小児筋電義手の訓練事業実施機関に対する質問紙調査
  - ☞ 小児筋電義手の訓練事業実施機関及びメーカーとの意見交換会の実施
- 意見交換会を実施し、課題解決のための各実施機関の工夫等についてヒアリングを行 う。また、意見交換各更生相談所の判定で新規処方された義足・義手・姿勢保持装置の 対象者および補装具の仕様の詳細については、2010年以降、調査が実施されていな い。
  - ☞ セルフメンテナンスやフォローアップについての手引きを作成

# 進捗状況(運動器系/小児筋電義手)

## ○ 小児筋電義手の訓練事業実施機関に対する質問紙調査

実施機関に対し、訓練事業での問題点や制度で運用する場合に問題となる点を明らかにするための質問紙調査を実施予定であり、現在質問項目の検討を実施している。

## ○ 小児筋電義手の訓練事業実施機関及びメーカーとの意見交換会の実施

実施機関との活発な意見交換を実施するため、対面での意見交換会を企画中である。また、メーカーにも参加を呼びかけ、セルフメンテナンスやセルフチェック項目についての確認を実施予定である。

## ○ セルフメンテナンスやフォローアップについての手引書の作成

これまでの東大病院での取り組みに加え、上記の質問紙調査や意見交換会の結果も踏まえ、初めて筋電義手を使用するユーザー家族や経験の少ない医療機関に向けて、セルフメンテナンスやフォローアップに向けての手引書をする予定であり、東大病院での取り組みを基にまとめた手引については、現在作成中である。

# 課題と研究目標(運動器系)

- 車椅子、電動車椅子については、令和6年度の告示改正において、算定基準が全面的に改正されたところである。また、完成用部品については、義肢・装具・姿勢保持装置についてのみ認められているところ、車椅子の付属品が多数登録されていることから、それらを削除する等見直しをしたところである。これら告示改正によって、どのような効果があったのかは明らかでない。

☞ **車椅子シーティング協会に対するアンケート調査**

- 各更生相談所の判定で新規処方された義足・義手・姿勢保持装置の対象者および補装具の仕様の詳細については、2010年以降、調査が実施されていない。

☞ **更生相談所に対する支給実態調査**

- 前回の補装具評価検討会において、事務局から完成用部品の機能分類について、厚労科研の研究班で取りまとめてほしい、といった話があったが、①完成用部品の申請データについては厚労省のみが所有しているデータである、②具体的な価格をどのようにするかについて研究班が判断するものではない、といった理由から、研究班では実施できるものではないとの結論に至った。事務局で素案を作成し、検討会で議論していただきたい。

☞ **完成用部品の機能分類については、研究として実施しない。**

## 進捗状況(運動器系)

- 車椅子・シーティング協会に対するアンケート調査

告示改正で見直しがあった項目について、効果や改正後の影響などについてアンケートを予定している。アンケート結果をもとに次回の改定に向けた検討を行う。

- 更生相談所に対する支給実態調査

各更生相談所の判定で新規処方された義足・義手・姿勢保持装置の対象者および補装具の仕様のデータ収集と解析を行う。義足788件、義手70件、姿勢保持装置306件のデータを取得(令和7年10月現在)

# 課題と研究目標(視覚器系)

- 視覚障害者に関する補装具には、選定のためのアセスメントや購入後のフォローアップといった支給プロセスにおいて基準がなく、支給された補装具を十分に活用できていないケースがある。また、医療関係者であっても補装具について、制度も含め知る機会が少ない現状がある。
  - ➡ 視覚障害者に対する補装具アセスメントシート及びフォローアップシートの試作・検討の実施
  - ➡ 補装具費支給に関するガイドツール(音声付き動画)の作成
- 視覚障害者安全つえを含む様々な種類の杖では、先ゴムや石突は路面に接する消耗品のため、グリップやシャフトが使用できる状態であれば、先ゴムや石突のみを交換して使用する。しかし、補装具費支給制度で先ゴムや石突を交換しようとすれば、店頭で見積書を受領し、その見積書を市町村に持参し、申請書類に記載あるいは代筆を依頼しなければならない。視覚障害者は移動に困難を生じることが多く、1つの石突を購入するためだけに市町村で手続きを行うことの負担は大きい。市町村においても事務処理に要するコストを考えれば、改善の余地がある。義足における断端袋は、年間購入上限額が決められており、その中で必要な数量、種類を購入することができる。同様に、先ゴムや石突についても年間購入上限額を定めることは、視覚障害者の移動を保障することにつながる。
  - ➡ 先ゴムや石突における年間購入上限額策定のための実態調査を行う

# 進捗状況(視覚器系)

## ○ アセスメントシート・フォローアップシートの試作・検証

視覚系補装具のアセスメントおよびフォローアップシートに用いるチェック項目について、各補装具の選定やフォローアップに関わる専門職(医師、視能訓練士、歩行訓練士、義眼作成者、眼鏡作成技能士、看護師)と各補装具を使用する視覚障害当事者で構成するチームを作成し、修正デルファイ法によって検討を実施した。両シートの運用に向けた問題点等の課題の抽出と運用方法を検討中

## ○ 視覚障害関連補装具支給に関するガイドツールの作製

ガイドツール(音声付き動画)を作成し公開予定で、動画作成作業を実施中。

- ① 補装具費支給制度の解説
- ② 視覚障害関連補装具の解説

の2要素での作製を検討中

## ○ 先ゴムや石突における年間購入上限額策定のための実態調査

視覚障害者安全つえの利用者を対象に、石突等の使用実態(どれくらいの間隔で買い換えが必要であるか等)についての調査を実施予定

# 課題と研究目標及び進捗状況(聴覚器系)

## (課題と研究目標)

- 補聴器の修理基準価格は制度上の煩雑さが大きくなつており、市場における実際の修理方法や費用との乖離もみられている。また、近年の補聴器のデジタル化や高機能化に伴う部品コストや修理技術料・修理形態も変化している。アナログ補聴器が主流だった時代の修理基準からデジタル補聴器に適した修理基準への改正は、市町村や更生相談所等における見積チェックの際のコストダウンにもつながる。

☞ **補聴器の修理に要する費用額の算定に関する基準見直しに係る実態調査**

## (進捗状況)

- 実効性のある修理基準価格策定に資する客観的かつ精緻な情報収集を目的に、日本補聴器工業会の協力のもと、補聴器メーカー10社に対して、オンラインフォームを利用したアンケート調査を実施したところである。(11月26日締切)  
調査項目は、修理頻度等の実態、「デジタル用アンプ交換」の標準修理価格調査等である。

# 課題と研究目標(重度障害者用意思伝達装置)

- 重度障害者用意思伝達装置導入時の人件費については、補装具費告示価格では算定されていない。また、重度障害者用意思伝達装置の仮合わせや適合は、他の補装具のように更生相談所で行うわけではなく、各利用者の居宅で行うこととなるが、それらの旅費も制度上定められているものではないため、事業者が負担している状況である。

☞ 重度障害者用意思伝達装置の導入における内容・時間の調査

- 重度障害者意思伝達装置の導入時の課題については、これまでの厚労科研では、事業者等からのヒアリングは実施してきたものの、装用訓練を実施している医療機関でのヒアリングは実施できておりず、訓練実施側の課題が明らかとなっていない。

☞ 補装具装用訓練等支援事業実施団体へのヒアリングと課題の抽出

- 呼び鈴分岐装置については、呼び鈴分岐装置の機能として、視線検出式入力装置との併用はできないところ、呼び鈴分岐装置を販売していた事業所も見られたため、令和6年度改正で適切な運用が周知されたところであるが、利用者や事業者からこれまでの呼び鈴分岐装置の定義の見直し等の要望が多く上がっているところである。

☞ 重度障害者用意思伝達装置の呼び鈴に関する実態調査

# 進捗状況(重度障害者用意思伝達装置)

## ○ 重度障害者用意思伝達装置の導入における内容・時間の調査

重度障害者用意思伝達装置の導入における訪問での評価・試用などに関する訪問回数や内容、時間などを計測を実施した。現在集計中で、結果をもとに評価・試用に関する制度面の課題について検討する。

## ○ 補装具装用訓練等支援事業実施団体へのヒアリングと課題の抽出

補装具装用訓練の状況、装用訓練と借受けについてなどのヒアリングを実施予定。借受け制度の活用にむけた制度面の課題について検討する。

## ○ 重度障害者用意思伝達装置の呼び鈴に関する実態調査

重度障害者用意思伝達装置利用者に対しの呼び鈴の利用状況などについてのアンケート調査を実施予定。この結果をもとに視線検出式入力装置の利用者における呼び鈴の必要性を明らかにする。